

# 令和4年度 中学校 教育課程研究協議会【特別支援教育】

令和4年7月 岐阜県教育委員会

I 特別の教育課程とは

特別の教育課程編成の根拠

昭和22年文部省令第11号 『学校教育法施行規則』

特別支援学級は、

**第 条**

通級指導教室は、

**第 条**

が根拠となる。

教育課程（特別の教育課程の編成）

平成29年告示 文部科学省 『小（中）学校学習指導要領解説 総則編』

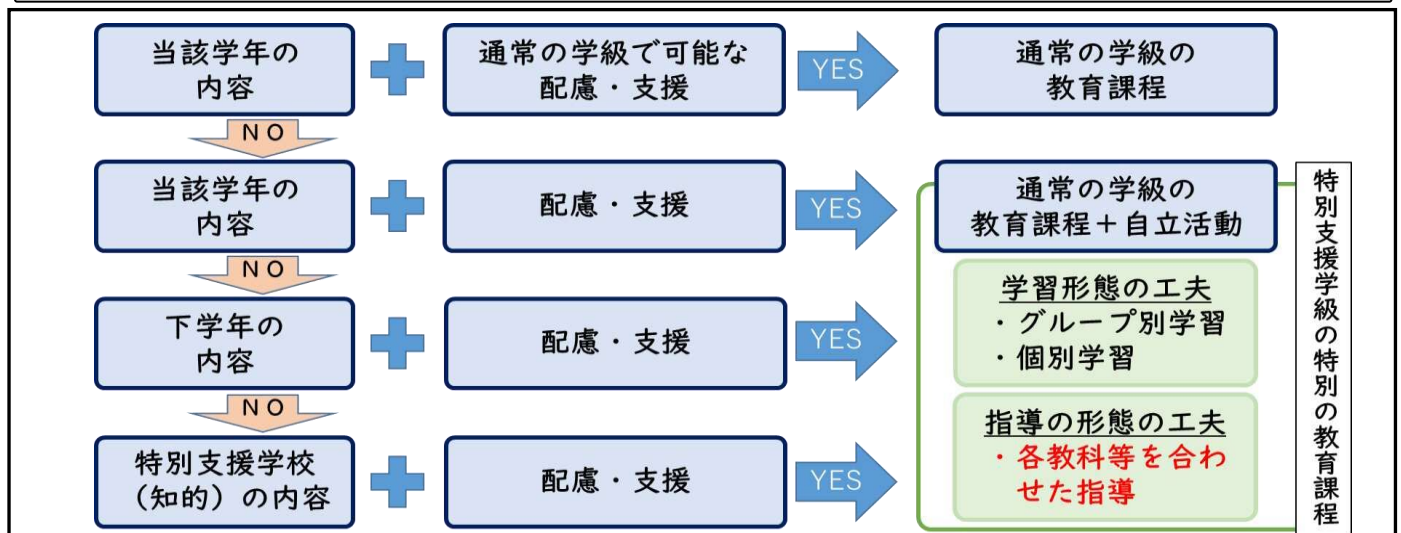
各教科の目標を設定するための手続きの例

（知的障害者である生徒の実態に応じた各教科の目標を設定するための手続きの例）

- a 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
  - ・当該学年の各教科の目標及び内容について
  - ・当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

平成28年3月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

『小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック 一試案一』

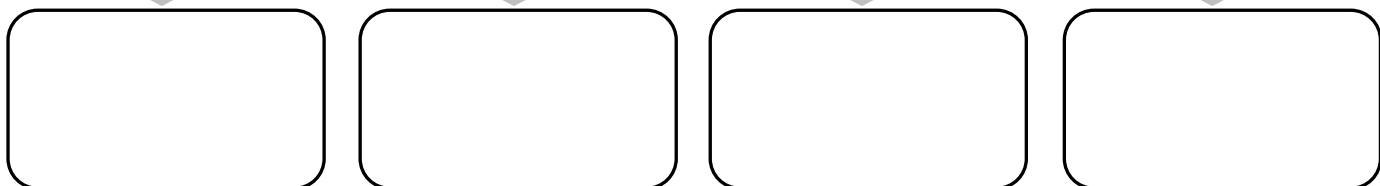


□教育課程（各教科等を合わせた指導とは）

昭和22年文部省令第11号 『学校教育法施行規則』

第130条 第2項

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、**知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳**（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）、**外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。**



□教育課程（作成の手順）

①児童生徒の実態把握

- ・教科の**学習の習熟度の把握**      ・障がいによる**学習及び生活における困難の把握**
- ・義務教育終了後の**進路に関わるニーズの把握** など

②教科や領域等で願う姿の明確化

- ・個別の教育支援計画における**長期的目標との関連**

③指導内容、指導形態の決定

- ・**学年相応の学習を実施する教科**は何か      ・**通常の学級で学習する教科**は何か
- ・**下学年の指導内容を適用する教科**は何か      ・**自立活動**をどのように取り入れるか
- ・知的障がい者である児童に対する教育を行う**特別支援学校の教育課程**を取り入れるか
- ・**重複障がい者等に関する教育課程の取り扱い**を考慮する必要があるか

④実施に当たっての課題の検討

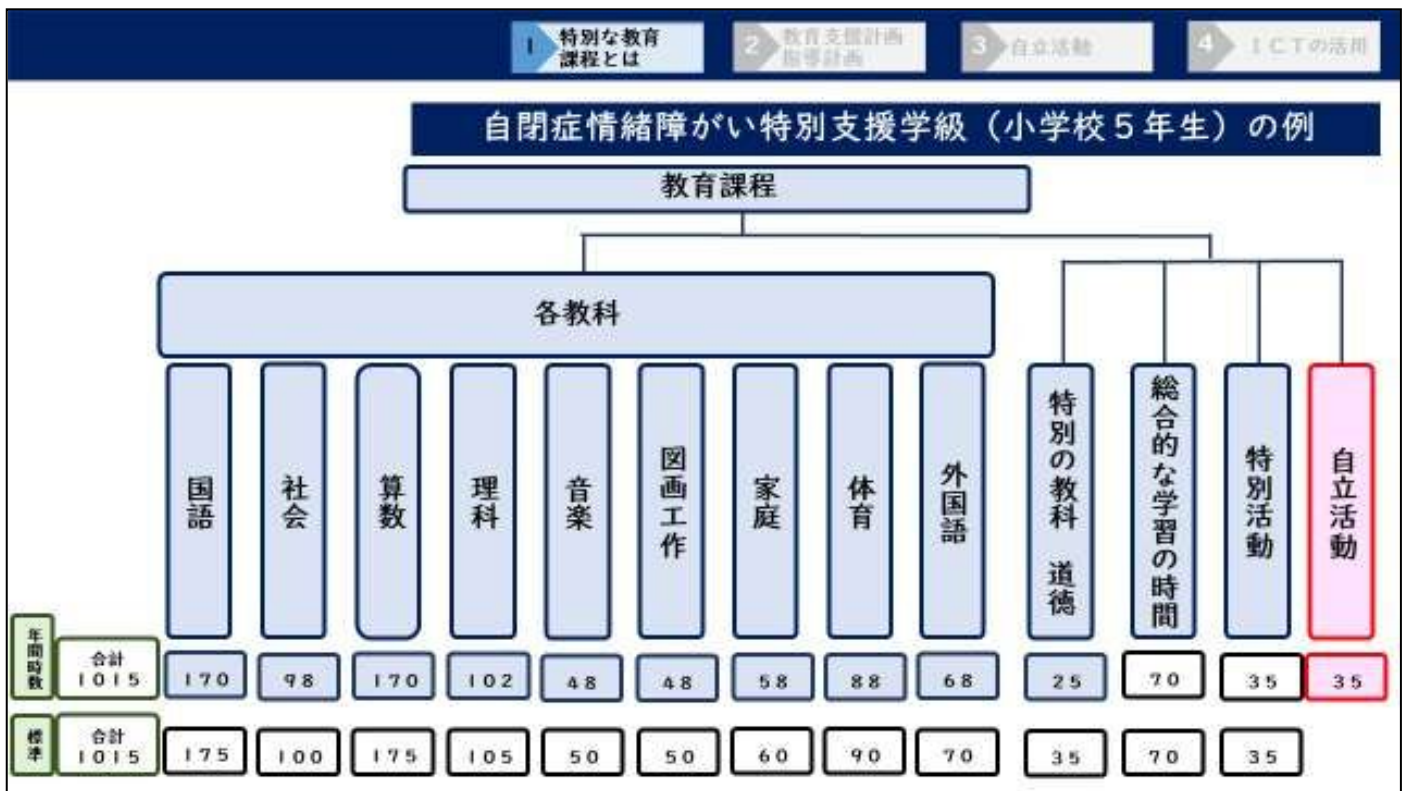
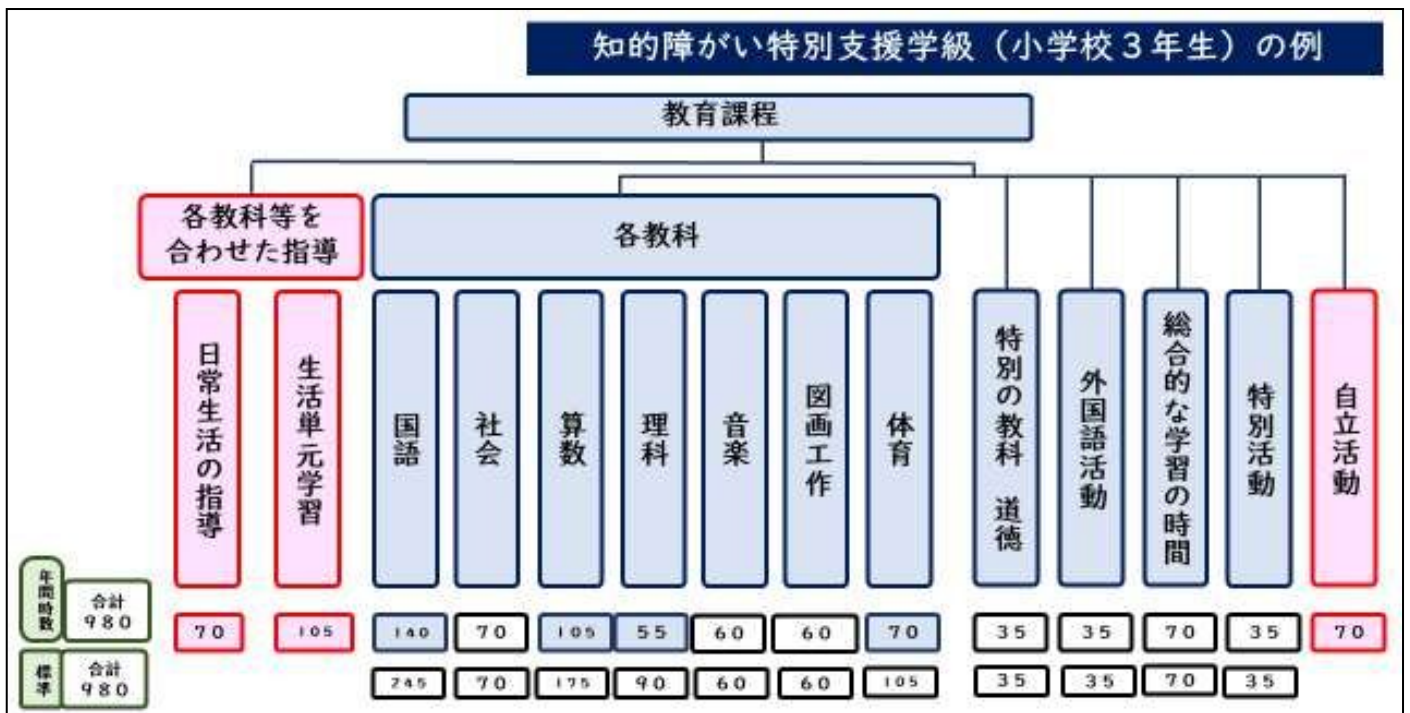
- ・**複線的な教育課程**への対応      ・**人的環境**の整備

⑤時間割の作成

- ・**授業時数**の配当
- ・**各教科等や学習活動、交流及び共同学習の時間**も考慮し、実態に応じて、弾力的に編成
- ・児童生徒の実態に合わせて修正

**※個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と深く関連します。**

□教育課程（どのように特別の教育課程を編成しますか：年間時数を計画してみましょう）



## 肢体不自由特別支援学級（中学校1年生）の例

		教育課程												
		各教科												
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	特別の教科 道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
年間時数	合計 1015	140	105	140	105	45	45	35	70	140	35	50	35	70
標準	合計 1015	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	

### 原則 小・中学校の教育課程に基づいて編成

- ・障がいの状態等に応じて、特別の教育課程を編成することができます。
- ・しかし、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校（中学校）の目的及び目標を達成するものでなければならないことに留意しましょう。



#### 知的障がいがない場合

##### ○各教科の内容

- ・下学年の各教科の目標及び内容に替えることができる。

##### ○自立活動

- ・学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れることができる。

#### 知的障がいがある場合

##### ○各教科の内容

- ・下学年や特別支援学校（知的障がい）の各教科の目標及び内容に替えることができる。

##### ○各教科等を合わせた指導

- ・必要に応じて、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導することができる。

##### ○自立活動

- ・学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れることができる。

### ◆参考資料

- ・平成29年告示 文部科学省 『小（中）学校学習指導要領解説 総則編』
- ・平成28年3月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 『小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック -試案-』
- ・昭和22年文部省令第11号 『学校教育法施行規則』



# 令和4年度 中学校 教育課程研究協議会【特別支援教育】

令和4年7月 岐阜県教育委員会

## 2 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

### (1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画の役割

平成29年告示 文部科学省 『小(中)学校学習指導要領解説 総則編』

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある児童(生徒)など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。

○特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒

→**全員作成し、効果的に活用する。**

○通常の学級に在籍する(通級による指導を受けていない)障がいのある児童生徒

→**作成し、活用に努める。**

### (2) 個別の教育支援計画を作成する目的と活用

平成29年告示 文部科学省 『小(中)学校学習指導要領解説 総則編』

#### (ア) 関係機関の連携

○長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。

○教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。

具体的には・・・

・本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえる。

・学校、家庭、医療機関、福祉機関が提供する支援内容を具体的に記述して、関係機関の役割を明確にする。

#### (イ) 組織的な指導や支援

○個別の教育支援計画の作成を通して、児童(生徒)に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となる。

#### (ウ) 切れ目ない支援

○例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要である。

### (3) 個別の指導計画の作成と活用

平成 29 年告示 文部科学省 『小（中）学校学習指導要領解説 総則編』

#### (ア) 教育課程の具体化

- 個別の指導計画は、個々の児童（生徒）の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。
- 教育課程を具体化し、障害のある児童（生徒）など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

#### (イ) 各教科等の指導

- 特別支援学級における各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成するものとする。
- 各教科の一部又は全部を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えた場合、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、個別の指導計画に基づき、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要である。

#### ◆参考資料

- ・平成 30 年 岐阜県教育委員会 『一人一人のニーズに応じた途切れのない支援のために「個別の教育支援計画」作成・活用・引継ぎのための手引き（平成 30 年度改訂版）』
- ・平成 29 年告示 文部科学省 『小（中）学校学習指導要領解説 総則編』

# 令和4年度 中学校 教育課程研究協議会【特別支援教育】

令和4年7月 岐阜県教育委員会

## 3 自立活動について

### 特別の教育課程編成

### (1) 自立活動とは

#### 平成29年告示 文部科学省 『小(中)学校学習指導要領』

##### 第1章 第4の2の(1)のイ

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- (イ) 児童(生徒)の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

#### 平成30年3月 文部科学省 『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』

##### 自立活動の指導 第1章 第2節の2の(4)

- (4) 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

##### 自立活動の充てる授業時数 第1章 第3節の3の(2)のオ

オ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。

### 自立活動の指導の目標

#### 平成30年3月 文部科学省 『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

##### 「自立」

児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること。

##### 「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」

児童生徒の実態に応じ、日常生活や学習場面等の諸活動において、その障害によって生ずるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障害があることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすること。

##### 「調和的発達の基盤を培う」

一人一人の児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進すること。

平成 30 年 3 月 文部科学省 『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』

- 個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動である。
- 個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うことが基本である。
- 自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要である。

(2) 通級指導教室における自立活動

昭和 22 年文部省令第 11 号 『学校教育法施行規則』

第 140 条

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、  
（中略）特別の教育課程によることができる。

昭和 22 年文部省令第 11 号 『学校教育法施行規則』

第 140 条（続き）

- 一 言語障害者 二 自閉症者 三 情緒障害者 四 弱視者 五 難聴者 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの。

※つまり、通級による指導の対象となる児童生徒についても、障がいの状態等に応じて、特別の教育課程を編成することができます。

※ちなみに、通級による指導の対象とならなくても、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要となる児童生徒については、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障がいの状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことが大切です。



平成 29 年告示 文部科学省 『小学校（中学校）学習指導要領』

第 1 章 第 4 の 2 の (1) のウ

イ 障害のある児童（生徒）に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。



通級による指導を行う対象となる児童生徒に対して、

**自立活動の内容を参考として指導する**

（※平成 30 年度より、高等学校においても通級による指導が開始。）



1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

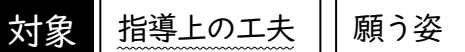
6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

平成 30 年 3 月 文部科学省 『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』

4 環境の把握

(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること

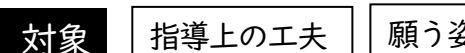


・ **自閉症のある幼児児童生徒の場合**、聴覚の過敏さのため特定の音に、また、触覚の過敏さのため身体接触や衣服の材質に強く不快感を抱くことがある。それらの刺激が強すぎたり、突然であったりすると、感情が急激に変化したり、思考が混乱したりすることがある。そこで、不快である音や感触などを自ら避けたり、幼児児童生徒の状態に応じて、音が発生する理由や身体接触の意図を知らせるなどして、それらに少しずつ慣れていったりするように指導することが大切である。なお、ある幼児児童生徒にとって不快な刺激も、別の幼児児童生徒にとっては快い刺激である場合もある。したがって、個々の幼児児童生徒にとって、快い刺激は何か、不快な刺激は何かをきめ細かく観察して把握しておく必要がある。また、不足する感覚を補うため、身体を前後に動かしたり、身体の一部をたたき続けたりして、自己刺激を過剰に得ようとすることもある。そこで、例えば、身体を前後に動かしている場合には、ブランコ遊びを用意するなど、自己刺激のための活動と同じような感覚が得られる他の適切な活動に置き換えるなどして、幼児児童生徒の興味がより外に向かい、広がるような指導をすることが大切である。



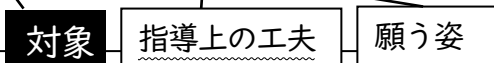
4 環境の把握

(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること



・ **ADHDのある幼児児童生徒の場合**、注意機能の特性により、注目すべき箇所がわからない、注意持続時間が短い、注目する対象が変動しやすいなどから、学習等に支障をきたすことがある。そこで、注目すべき箇所を色分けしたり、手で触れるなど他の感覚も使ったりすることで注目しやすくしながら、注意を持続させることができることを実感し、自分に合った注意集中の方法を積極的に使用できるようにすることが大切である。

・ **障害のある幼児児童生徒が言葉や数の学習で示す困難は**、個々の認知の特性による場合が少なくない。例えば、LDのある児童生徒の場合、視知覚の特性により、文字の判別が困難になり、「め」と「ぬ」を読み間違えたり、文節を把握することができなかつたりすることがある。そこで、本人にとって読み取り易い書体を確認したり、文字間や行間を広げたりして負担を軽減しながら、新たな文字を習得していく方法を身につけることが大切である。

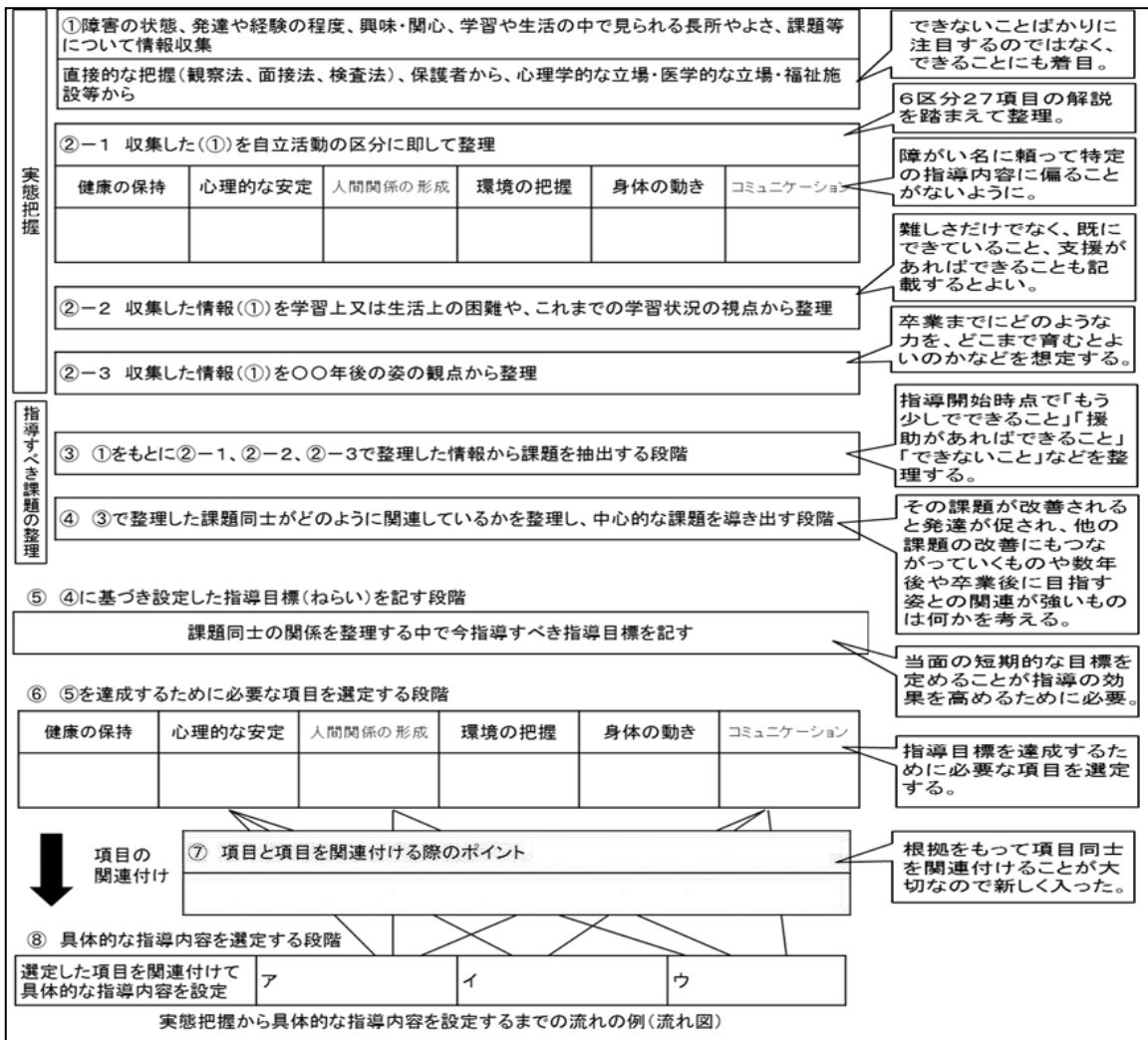


実態把握から指導内容を設定するまで

平成 30 年 3 月 文部科学省 『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』

- ①障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよき、課題等について情報収集。
- ②収集した情報を自立活動の区分に即して整理。
- ③収集した情報を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理。
- ④収集した情報を〇〇年後の姿の観点から整理。
- ⑤収集した情報から課題を抽出。
- ⑥整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す。
- ⑦指導目標を設定。
- ⑧指導目標を達成するために必要な項目を選定。
- ⑨項目と項目を関連付ける際のポイント。
- ⑩具体的な指導目標を設定。

平成30年3月 文部科学省 『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』



実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの障がい種ごとの例示が充実。

- 図3 肢体不自由(脳性まひ)と重度の知的障害
- 図4 聴覚障害
- 図5 視覚障害
- 図6 聴覚障害
- 図7 知的障害
- 図8 肢体不自由
- 図9 病弱
- 図10 言語障害
- 図11 自閉症
- 図12 学習障害
- 図13 注意欠陥多動性障害
- 図14 高機能自閉症(アスペルガー症候群を含む)
- 図15 盲ろう

これらの例示を御参照ください。



◆参考資料

- ・平成30年3月 文部科学省 『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』
- ・平成29年告示 文部科学省 『小(中)学校学習指導要領解説 総則編』
- ・昭和22年文部省令第11号 『学校教育法施行規則』

## 4 特別支援教育におけるICTの活用について

### (1) 学習指導要領から見たICTの活用について

平成29年告示 文部科学省 『小(中)学校学習指導要領解説 総則編』

#### 第3章 第3節 教育課程の実施と学習評価

##### Ⅰ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

##### (3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験

(前略) 情報活用能力の育成が極めて重要となっている。第1章総則第2の2(1)に示すとおり、情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」であり、確実に身に付けさせる必要があるとともに、身に付けた情報活用能力を発揮することにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待されるものである。今回の改訂においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用について、こうした情報活用能力の育成もそのねらいとするとともに、  
(中略)

(前略) 各教科等の学習においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用していくに当たっては、少なくとも児童が学習活動に支障のない程度にこれら情報手段の操作を身に付けている必要がある。このため、小学校段階ではそれらの情報手段に慣れ親しませることから始め、学習活動を円滑に進めるために必要な程度の速さでのキーボードなどによる文字の入力、電子ファイルの保存・整理、インターネット上の情報の閲覧や電子的な情報の送受信や共有などの基本的な操作を確実に身に付けさせるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施していくことが重要である。それとともに、文章を編集したり図表を作成したりする学習活動、様々な方法で情報を収集して調べたり比較したりする学習活動、情報手段を使った情報の共有や協働的な学習活動、情報手段を適切に活用して調べたものをまとめたり発表したりする学習活動などを充実していくことが重要である。(後略) ※小学校のみ

ICTを活用していくことは「情報活用能力＝学習の基盤となる資質・能力」を育成することです。特に「文字の入力」、「電子ファイルの保存・整理」、「インターネット上の情報の閲覧」、「電子的な情報の送受信や共有」については、通常の学級だけでなく、特別支援学級に在籍している児童生徒等も身に付けることができるように、学習活動を工夫する必要があります。



- ◆（視覚障害）視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童（生徒）が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童（生徒）の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。
- ◆（聴覚障害）視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- ◆（知的障害）児童（生徒）の知的障害の状態や学習状況、経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- ◆（肢体不自由）児童（生徒）の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- ◆（病弱）児童（生徒）の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

障がい種ごとにそれぞれの障がいの状態や特性等に応じて、コンピュータ等の情報機器を有効に活用し、指導の効果を高めるようにすることが共通に明記されています。その際に、ただ単に活用するだけでなく、指導方法を工夫し、指導の効果を高めることが求められています。

## （2）特別支援教育における ICT 活用の必要性

令和 2 年 9 月 文部科学省 『特別支援教育における ICT の活用について』

障害の状態や特性やそれに伴う学びにくさは多様かつ個人差が大きく、障害のない児童生徒以上に「個別最適化した学び」≒「特別な支援」が必要

身体の障害による学習上の困難

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱

障害の特性に応じた ICT 機器や補助具を活用

知的障害や発達障害による学びにくさ  
やコミュニケーションの困難

知的障害、発達障害（自閉症・情緒障害、言語障害、  
注意欠陥多動性障害、学習障害）

理解や意思表示を支援するために ICT 機器を活用

(3) 特別支援教育におけるICT活用の視点

令和2年9月 文部科学省 『特別支援教育におけるICTの活用について』

①視点1・・・教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするためにICTを活用する視点



- ・教科等又は教科等横断的な視点に立った資質・能力であり、障害の有無や学校種を超えた共通の視点
- ・各教科等の授業において、他の児童生徒と同様に実施

②視点2・・・障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために、ICTを活用する視点



- ・自立活動の視点であり、特別な支援が必要な児童生徒に特化した視点
- ・各教科及び自立活動等の授業において、個々の実態に応じて実施

視点1については詳しくは各教科の解説等を参考にしてください。視点2は障がいによる、学習するうえでの困難に対して、障がいのない児童生徒と同じように学習できるようにするために、ICTや補助具を活用するという考えです。この2つの視点を基に目的を明確にした上で、ICTを効果的に活用していくことが重要です。

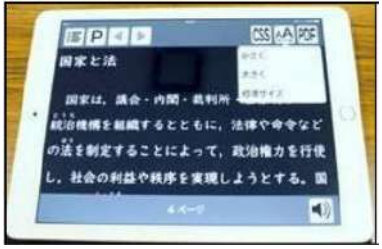

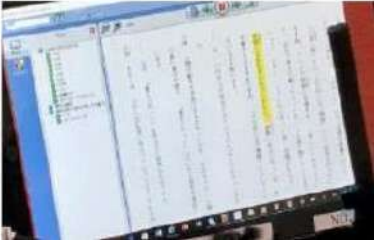
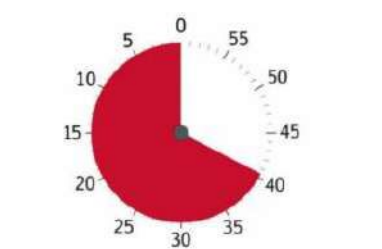
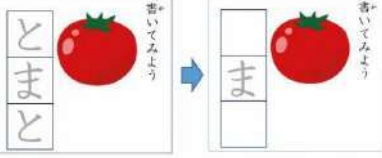

(4) 特別支援教育におけるICT活用実践の分類

平成28年11月 国立特別支援教育総合研究所 『特別支援教育でICTを活用しよう』

視点2からICTを活用する場合には、具体的に以下のような分類が考えられます。

分類	支援内容	具体例
A コミュニケーション支援	①意思伝達支援	聞こえにくい児童生徒に対してタブレットやPCを使った文字情報の提示
	②遠隔コミュニケーション支援	テレビ会議システム等を用いた遠隔による交流
B 活動支援	①情報入手支援	読むことが苦手な児童生徒に対するペン型音声再生機を使った教科書の読み上げ
	②機器操作支援	タブレットPCでの写真撮影や筆記
	③時間支援	集中したりじっとしたりしていることが苦手な児童生徒に対する大型ディスプレイを使った授業の流れ等の視覚情報提示
C 学習支援	①教科学習支援	タブレットやPCとアプリを利用した文字学習支援
	②認知発達支援	タブレットPCや実物投影機、大型ディスプレイによる拡大提示
	③社会生活支援	テレビ会議システムを活用した電話の応対練習 自分の姿を振り返るモニタリング

(5) 実践例

分類	支援を必要とする内容	I C Tによる支援内容	支援の様子
A①	教科書の文字が、そのままでは読みにくく、音読や内容理解がしにくい。	タブレットの拡大機能、白黒反転機能、リフロー機能等により、見やすい状況を実現する。	
A②	特別支援学級等で、学級の人数が少ないために、仲間との交流や多様な考え・意見に触れることが少ない。	WEB会議システム等を使った遠隔合同授業による協働学習により、多様な考えや意見に触れ、自分の考えを確立することができる。	
B①	発達障害等により、文字を音（オン）に変換することが苦手だったり、時間がかかったりするため、文字を音読したり、黙読したりすることが難しい。	PCやタブレットの読み上げアプリを使うことで、正しい音読支援や内容理解を支援することができる。	
B③	知的障害等により、抽象的な事柄の理解が難しく、時刻を意識して活動することが難しい。	タブレット等のタイマーを使うことで、普通の時計を読むことが困難な児童生徒でも、視覚的に残時間等を把握することができるようにする。	
C①	知的障害等により、スモールステップで学習しなければ、学習の定着が難しい。	学習アプリを使うことで、容易に段階的に学ぶための教材を準備することができる。	
C②	一斉の音声情報だけでは、指示や放送を聞き洩らしてしまうことがある。	大型モニターに文字や写真等を提示することで、視覚的かつ主体的に情報獲得ができるようにする。緊急地震速報や非常ベルとの連動も考えられる。	

写真資料：令和2年9月 文部科学省 『特別支援教育におけるI C T の活用について』 より引用しています。

◆参考資料

- ・令和2年9月 文部科学省 『特別支援教育におけるI C Tの活用について』
- ・平成30年4月 文部科学省 『特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編』
- ・平成29年告示 文部科学省 『小（中）学校学習指導要領解説 総則編』
- ・平成28年11月 国立特別支援教育総合研究所 『特別支援教育でI C Tを活用しよう』
- ・令和2年6月 文部科学省 『教育の情報化に関する手引（追補版）』

## 協議テーマ：Ⅰ

### 自立活動も含めた、教育課程の立案について

- ①提示された事例について、どのように特別の教育課程を編成するか。  
なぜ、そのような教育課程を編成したか。
- ②その児童生徒に対して、自立活動で、どの区分・項目を指導するか。  
また、どのように評価をするか。

※細かい週時数までは、お答えいただく必要はありません。

◆自立活動の時間は週に何時間設けるか、合わせた指導は設けるか、時間の生み出しをどうするか、どの教科の時間を充てるか、交流学級での学習はどうかを考えてみましょう。

◆自立活動における指導内容と評価をどうするか考えてみましょう。

### 知的障がい特別支援学級（中学校1年生）

- ・どの教科でも興味をもって意欲的に授業に取り組める。
- ・小学校3年生程度の漢字の読み書きができる。
- ・九九ができるようになった。
- ・与えられた課題や役割は最後まで自分でやろうとする。
- ・視覚的な情報を提示すると指示を理解しやすいが、指示された内容のとおり活動することが難しいことがある。
- ・手指を使う活動が苦手である。 ・他者が困っていると助けにいく。
- ・活動への集中を持続させることが難しい。

### 肢体不自由特別支援学級（中学校3年生）

- ・学年準拠の学習をしており、語彙は豊富である。
- ・左利きであるが、書字動作においては右手で紙を押さえきることが難しく、書きづらさがある。
- ・歩行動作時は左右の脚が交差することが多い。
- ・話す時に体が硬直し、スムーズに言葉が出にくいことがある。
- ・姿勢を保持するための体幹機能に弱さが見られる。 ・腹筋は弱い。



### 病弱・身体虚弱特別支援学級（中学校1年生）

- ・学年準拠の学習をしており、語彙は豊富である。
- ・筋ジストロフィーの診断がでている。
- ・筋力の低下や筋肉の緊張の低下が認められる。
- ・入退院を繰り返し、リハビリを継続している。
- ・移動する際に自力歩行が難しくなっており、車いすや歩行器の使用を検討している。
- ・思うように動けなくなっていることへの不安や苛立ちが見られる。

### 難聴特別支援学級（中学校3年生）

- ・学年準拠の学習をしている。
- ・平均聴力は、右70dB 左100dB である。
- ・補聴器装用時は、右40dB 左60dB である。
- ・音声や手話を用いて、会話をするが、聞き間違いや意味が理解できないことがある。
- ・文で表す時に、助詞の誤りがある。

### 自閉症・情緒障がい特別支援学級（中学校3年生）

- ・視覚優位である。 ・担任には安心して関わることができる。
- ・状況に応じて適切な言葉を使って想いを伝えることが難しい。
- ・話の要旨をとらえること、最後まで聞いてから答えることが難しい。
- ・苦手なことを強要されたり、納得できないことがあったりすると不安定になる。
- ・初めてのことや自信のないことは、見通しがもてず消極的になる。

### 言語障がい通級指導教室（小学校3年生）

- ◆自立活動の時間は週に何時間設けるか、通常の学級で配慮する事項は何か考えてみましょう。
- ◆自立活動における指導内容と評価をどうするか考えてみましょう。

- ・身体の使い方が不器用で、姿勢保持や声量の調整が難しい。
- ・視覚優位である。 ・脱力し、舌をスムーズに動かすことが難しい。
- ・ラ行音とダ行音の混同、ラ行音の子音省略、イ列音やエ列音に側音化がみられる。
- ・サ行音がシャ行音に聞こえることがある。サ行音を発音するとき構音点が後方になりやすい。

## LD/A/D/H/D等通級指導教室・通常の学級（中学校1年生）

- ◆ 自立活動の時間は週に何時間設けるか、通常の学級で配慮する事項は何か考えてみましょう。また、自立活動における指導内容と評価をどうするか考えてみましょう。（通級）
- ◆ 通常の学級で配慮する事項は何か考えてみましょう。（通常）
  - ・ 集団の中で予め決まった内容は話すことができる。
  - ・ その場で判断した考えや思いを伝えることが苦手である。
  - ・ 時間配分を考えたり迷路やパズルをしたりと、全体を見通して考えることが苦手である。
  - ・ 初めてのことや苦手なことがあると極端に緊張する。
  - ・ 分からないことがあると焦って、落ち着いて考えられなくなる。

### 協議テーマ：2

#### 今後の有効なICT活用について

- ① ICTを活用して、今後、どんな実践が可能であると考えているか。その活用方法で、児童生徒のどんな困難さの支援となるか。

### 協議テーマ：3

#### 自立活動の実際について

- ① 特別支援学級での自立活動において、通級指導教室のように個別で実施できない場合、個別の目標を達成できる活動にするために、どのような工夫をしているか。どのような工夫ができそうか。
- ② 通級指導教室での自立活動において、個別の目標を達成できる活動にするために、どのような工夫をしているか。どのような工夫ができそうか。

#### 教育課程研究協議会アンケート

1 アンケートURL

<https://forms.office.com/r/MjYQWiYPc>

2 アンケート二次元コード

